

Title	竹頭木屑録
Sub Title	
Author	加藤, 繁(Kato, Shigeshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.3 (1922. 5) ,p.83(433)- 89(439)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220500-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

竹頭木屑錄

義井

支那にては、私財を投じてしつらひたる公益の爲の設備を名くるに義字を以てすること、古より然り。義倉・義學・義田・義莊・義宅・義冢・義渡の如き、即ち是なるが、今説かんとする義井も亦其の一種に外ならず。義井のことは唐宋の文献に散見せり。試みに其の四五を列舉せんに、全唐文卷四百四十五に、邵眞が、大歴六年、河間郡即ち瀛州の刺史某が爲にもよせる義井記ありて

義以發_レ衷形_レ外。昭_レ施_レ物也。井以下汲上導。彰_レ濟_レ人也。河間公鑿_二井於城垣之次陽_一。門_二通莊之右偏_一。署曰_レ義。正哉。導_二之深源_一。經以_二善利_一。庇_二彼邃宇_一。達_二於交衢_一。鐵_二其瓶_一。以永不_レ羸。石_二其甃_一。以給無_レ泥。飛輪周散。泄竇前注。淬而平_レ之。隨用不_レ私。主_二發生_一。以流_レ潤。當_二

赫曦_二以伏_レ炎_一。在_二搖落_一而激_レ清。抵_二凝互_一而不_レ閉。環_二四序_一以_二一_一其惠。俾_二憧憧者知_二飲濯所_一嚮焉。蔑_二燠暘之虞_一。濟_二煩乏之艱_一。云云。

と見えたり。城内に義井を設け、其の瓶を鐵にし、其の甃を石にして久しきに耐えしめ、行人の恣に汲みて渴を醫し物を濯ぐに任せたるを知るべし。又唐の劉肅が大唐新語卷五に曰く

張審素爲_二雋州都督_一。有_レ告_二其贓_一者。勅_二監察楊汪_一按_レ之。汪途中爲_二審素之黨所_一劫。對_二汪殺_レ告_レ事者_一。汪到_二益州_一。誣_二審素謀_レ反_一。構_二成其罪_一。遂斬_レ之。籍_二沒其家_一。子琇與_二兄瑄_一。年幼_二徙_レ嶺外_一。各逃歸。汪後更_二名萬頃_一。轉_二殿侍御史_一。開元二十三年。瑄琇於_二東都_一。候_二萬頃_一手及_レ之。繫_二表於斧及_一。言_二復讐之狀_一。遂奔逃。行到_二汜水_一。爲_二吏所_一得。時人皆矜_二琇等幼穉_一

孝烈。能復父讐。多言從矜恕。張九齡欲活

之。裴曜卿李林甫。固言不可。玄宗以爲然。

顧九齡等曰。復讐禮法所許。殺人亦格律。

具存孝子之心。義不顧命。國家設法。焉得

容此。殺人復讐之志。赦之虧律之道。中略瑋

既死。士庶痛之爲作哀誄。榜於衢路。市人

歛錢。於死處造義井。並葬於北邙。云云。

此れに由れば、洛陽の市人、孝子張瑋兄弟が死を

悲しみて、錢を聚めて義井を造り、其の功德に依

りて冥福を祈らんとせしなり。又東坡詩集卷二十

四、次韻子由所居六詠の中に左の一首あり。

幽居有古意。義井分西墻。誰云三伏熱。止須

一杯涼。先生坐忍渴。羣囂自披猖。衆散徐酌

飲。逡巡味尤長。

蘇子由が宅の西墻を割きて分ちて造られし義井に

道行く人の寄り集ひて之を酌み、三伏の熱を凌ぎ

たるを見るべし。我が入唐僧圓仁の求法巡禮記卷

四、會昌四年七月、武宗排佛の記事の中には

又勅下令毀折天下山房蘭若。普通佛堂。義

井。村豆齋堂等。未滿二百間。不入寺額。

者上。

とあれば當時寺院の境内に義井の設らるゝこと少

からざりしこと、茲に排佛の傍杖を食ひて義井ま

で毀折の厄に遭ひしことを知るべし。宋の黃休復

が茅亭客話卷四にも

僞蜀廣都縣三聖院僧辭遠。中略至聖朝開寶中。

住成都義井院。云云。

と見ゆ。義井院は義井あるが爲に名を得たること

申すまでも無からん。

要するに義井は城鎮の街路上にもあり、私人の

宅畔にもあり、寺院の境内にもあり、而して特に

寺院に多かりしならずやと想像せらる。施主は官

人なることあり、商賈なることあり、一個人なる

こともあり、多數人なることもありしなり。而し

て、唐代に於て廣く各地に行はれし如きより推せ

ば、六朝の頃より既に存在せしならん。其の創設

が佛教思想に胚胎し、佛徒の手に依りしや否やは

尙ほ考究を要す。

附言。佩文韻府卷五十三、義井の條に、張說

荊州玉泉寺大通禪師碑として負土成墳。結

廬其域。置義井。取施無求報。鑄洪鐘。取聞而悟道。なる文を掲げたり。張説が荊州玉泉寺大通禪師碑は唐文粹にも全唐文にも收めあれど右の如き文字を見ず。佩文韻府には往々にして誤謬あるが、右の大通禪師碑と云へるも蓋誤りなるべし。されど負土成墳云云の文が何に出でたりやは未考へ得ず。

邸報

官報が唐代より存在し、邸報と呼ばれたることは、人多く之を知れり。然れども其の原委を詳にするもの鮮きが如し。顧炎武・閻若璩・翟澂等も之に説及びたれど未盡さざるの憾あり。按ずるに、唐の初、諸州の刺史、長安に出張所の如きものを置き、吏を駐せしむるものありき。後、節度使の設けらるゝに及びて亦之に倣へり。所謂邸なるものは即ち此の出張所に外ならず。而して節度使の邸は特に留候院と呼びしが、大曆十二年五月改めて進奏院と爲せり。進奏の名は任地にある節度使の上書を受繼ぎ、代りて闕下に呈進するに因りしなるべし。蓋進奏院は節度使の上書を進達し、且つ

朝廷の命令を節度使に申報するを以て其の宗旨と爲せども、後には當該節度使に關すると否とを問はず、殆朝廷一切の出來事を擧げて之を報告したるに似たり。是れ唐の孟棨の本事詩、韓翃貞才名の條に

上韓悒悒殊不得意。多辭疾在レ家。唯末職韋

巡官者。亦知其名。與韓獨善。一日夜將半。韋叩門急。韓出見之。賀曰員外除二駕部郎

中。知制誥。大愕然曰。必無此事。定誤矣。韋

就座曰。留邸狀報。制誥闕人。中書兩進名。

御筆不點出。又請之。且請聖旨所與。德宗

批曰。與韓翃云云。

と云ひ、留邸の報告書に節度使と没交渉なる知制誥官任用の事ありしを傳へたるに依りて察し得べし。留邸は留候邸の約にて、大曆改稱の後も、私には尙は舊名を用ふるものありきと見ゆ。又右の文には「留邸の狀報す」と云へるが、宋の尤袤の全唐詩話卷二には同じ事柄を叙して

客扣門急。賀曰員外除二駕部郎中。知制誥。翃愕然曰誤矣。客曰。邸報。制誥闕人。中書兩

進名。不從。又請之。曰與韓翃云云。

と云ひ、邸報に制誥人を闕ぐ云云とあり。顧ふに進奏院の報告書は留邸狀・邸狀・邸報など様々に呼び爲され、必しも一定せるにあらざりしなり、而して此は進奏院の吏が私に抄録したるものにて、決して朝廷の公報にあらざりしなり。且つ進奏院は各節度使がそれ／＼設け居りて、其の數多かりしことなれば、其處より發せらるゝ報告書も、固より一樣ならず、繁簡精粗様々の相違ありしならん。邸報が朝廷の公報と爲り、且つ一種と爲りしは實に宋代に在り。

朝 報

宋の初、復、州郡各帝都汴州に邸吏を置きしが、文書稽滯し、或は密事を漏泄するなどの弊ありしかば、太宗の太平興國中、起居郎何保樞が議を用ひて、鈐轄諸道都進奏院を創設し、專其の事を掌らしむることせり。鈐轄諸道都進奏院は略して都進奏院とも進奏院とも呼べり。是れ宋の王闢之が澠水燕設錄卷五に依りて知るべし。是に於て進奏院始めて國立の官廳と爲り、邸報は公報と爲る

ことを得たり。當時進奏院は五日毎に報告書を具定して樞密院に上り、院の檢閲を経て之を四方に傳へたりといふ。樞密院に上るは、進奏院が該院に隸屬したるに因る。此の事、宋史卷三百十九、劉奉世が傳に出で、顧氏の日知錄にも引かれたり。哲宗の元祐中一たび邸報を罷めたれども數年にして復舊し、高宗の紹興二十六年復之を廢止し、而して後再び之を發行するに至りしもの、如し。又孝宗の乾興九年には進奏院を門下後者に隸屬せしむることせり。此等は宋史職官志茲に高宗紀孝宗紀等に依りて知るべし。宋末の人趙昇が朝野類要卷四、朝報の條には

日出事宜也。每日門下後者編定。請給事判。報方行。下都進奏院。報行天下。云云。

とあり。是れに依りて、當初五日毎に具定するの制改まりて、毎日編輯すること、爲りしを知るべし。給事は給事中にして門下後者の長官なり。先づ進奏院にて報告書を編輯して給事中に差出し、給事中查閱の上進奏院に下げ戻し、然る後之を天下に公表せしなり。著て報告書の名稱よ、朝野類

要には、上に述べたるが如く、朝報とあり、宋史高宗本紀紹興二十六年二月庚辰の條には

罷進奏院定本朝報

とありて、進奏院定本朝報と呼び、宋の周密が癸辛雜識續集卷六には邸報と云ひ、同別集卷上には邸狀若しくは朝報と云へり。尙ほ邸報の語は、日知錄にも引ける如く、宋史曹輔傳にも見えたり。以て當時種々の名稱の行はれたるを知るべし。就中邸報・邸狀は唐以來の舊名に係り、朝報は宋の朝廷が下したる正式の名稱なりしなるべし。朝報は猶ほ官報公報などいふが如く、朝は朝廷の意ならん。周密が武林舊事卷六に他處無き所の小經紀として擧げたる多くの商業の中に

供朝報

なるものあり。朝報の販賣を受負へる商人を指すなるべし。唐の邸報が坊市に流布したることは、本事詩韓翃の條に依りても想見せらるゝが、宋代に於て廣く賣買せられたることは右にて明なり。

京報

邸抄の制は其の後變易ありたれども、兎も角も

存續して清朝に及べり。清朝にては、邸抄・邸報の名も用ひたれど、主として京報と呼べり。商人、官の許可を得て報局なるものを開き、之を印行して、購讀者に配附しき。京報のことは大清會典卷三十九にも見え、チャイナ、レヴキウ第三卷、マイヤース氏のゼ、ペキン、ガゼットにも詳述せられたるが、六部語註解に載する所、簡にして要を得たり。曰く

凡開設報局者。每日必至內閣。抄錄本日常一切事件。歸後即用活字版擺就。亦有抄成小本者。刷印釘本。發結送報之人。分路送往各看報之處。

又曰く

京報。有二小本抄寫者。此類最佳。本日早間之事。晚間即可看見。有二大本黃皮。中略大約昨日之事。今日見之。此爲中等。又有二窄木黃皮。題曰題奏全稿。參差不全。往往此日之事。數日後乃得見。且每日換新者。即將舊者取回。看主不能存留。此爲下等。其價值之貴賤。即以二上中下等次而定之。間有低昂。不能大

相懸殊也。

此れに由つて其の一斑を窺ふべし。末年に至りては諭摺彙存・閣抄彙編などの名に依つて行はれ、更に變じて政治官報・内閣官報など呼ばれたるが、此等は猶ほ人の耳目に新なることなれば多くは説かず。

新聞

新聞といふ言葉は、我國にて専ら用ふれども、實は支那にて出來たる譯語なることは、同治中に成れる王韜が瀛壖雜誌卷六に

西人於近事。日必刊刻。傳播遐邇。謂之新聞。紙有似京師按日頒行之邸報。特此官辦。彼則民自爲之耳。云云。

とあるに依りて察すべし。翻つて朝野類要を觀るに、前項に掲げたる文の次に

其有所謂內探省探衙探之類。皆衷私小報。率有漏洩之禁。故隱而號之曰新聞。

とあり。宋代、朝報の外、内廷及諸官署の細事を叙せる新聞といふもの有りしことを見るべし。未だ知らず、新聞紙なる譯語は此の古語と暗合せる

か、將又此の古語あるを知つて借り用ひたるか。

煎餅團子

我が國語の中に支那語の多く存するは言ふまでも無けれど、中には彼土に廢れて獨り我國に行はるゝものあるが如し。新聞の如きも略之に近きが、煎餅團子なども其の類なるべし。煎餅なる語は現今支那にて殆用ひられざるも、ジャイルスの辭書に存するを見れば、全く亡びたるにはあらざるべし。團子に至つては全然口頭に上らずと聞く。然るに太平廣記卷二百四十三に引かれたる唐の溫庭筠が乾驥子の文に、扶風の竇父が致富の手段を列舉したる中に

先是西市秤行之南。有十餘畝。均下潛汗之地。目曰小海池。爲旗亭之內。衆穢所聚。又遂求買之。其主不測。又酬錢三萬。既獲之。於其中立標。懸幡子。遠池設六七鋪。製造煎餅及糰子。召小兒。擲瓦礫。擊其幡標。中者以煎餅糰子啗。不逾月。兩街小兒競往。計萬萬。所擲瓦已滿地矣。遂經度造店二十間。當其要害。日收利數千。甚獲其

要。店今存焉。云云。

とあり。以て煎餅及糰子の語が唐代に存在したるを知るべし。更に宋の孟元老が東京夢華錄を按ずるに卷二東角樓街巷の條には

飯後飲食上市。如酥蜜食・棗餠・澄砂團子・

香糖云云。

とあり、卷三馬行街鋪席の條には

楹梓・糍糕團子・鹽豉湯之類云云。

とあり、卷八巷陌雜賣の條には

菘豆・水晶皂兒・黃冷團子云云。

熟林檎・脂麻團子云云。

とあり、卷十六分茶酒店の條には

十色糖・麝香豆・沙糰子云云。

とありて、糰子を團子に作れるもの多し。顧ふに糰子團子の名は其の形の圓さより起れること申すまでもなし。されば初には恐らくば團子の字様を用ひしならん。而して後其が穀物の粉末より成るを以て米邊を附け加へしならん。随つて團子は必しも糰子の略にあらず。又糰子の字様先づ行はれ、團子次ぎて起りしにあらず。仍つて考ふるに、糰

子團子相兼用するは宋代に始まらず、唐の時より既に然りしならん。但し團子及煎餅が我國に傳はりし時期の何時なりしやは未考へず。

加藤 繁